

**(公財) 日教弘教育文化事業**  
**鳥取支部 文化・芸術・スポーツの振興事業助成 募集要項**  
**(教育図書贈呈事業)**

教育図書贈呈事業は、児童・生徒用図書購入を希望する学校に図書の贈呈を行う事業です。令和8年度は下記要項のとおり実施します。

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 鳥取支部

2. 助成要件

(1) 助成の趣旨

子どもたちの心豊かな読書活動が一層盛んになることを願い、児童・生徒の読書活動の支援を目的とし、学校図書室への教育図書の贈呈を通して学校教育の向上発展に寄与します。

(2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 児童・生徒の読書活動を目的としないもの
- ④ ブックカバー等

(3) 募集対象

鳥取県内の国公立の小学校・中学校・義務教育学校

小学校16校 中学校・義務教育学校 9校 計25校

(4) 募集期間 令和8年4月1日(水)～令和8年6月22日(月)

(5) スケジュール

令和8年	4月上旬	事業一覧配付
	4月上旬	校長会へとりまとめ依頼
	6月22日	申請書の提出締切(支部必着)
	7月1日	選考(教育振興事業選考委員会)
	7月4日	幹事会で採否決定
	7月中旬	採否結果の通知
	7月下旬～	教育図書の購入
		請求書・納品書・業者の支払口座報告書の取得
	8月31日	請求書・納品書・業者の支払口座報告書の支部への送付(締切)

9月中旬 支部より業者に振込  
9月中旬～ 贈呈式（目録・現物図書）  
令和9年 1月29日 成果報告書の提出締切

- ※ 申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。
- ※ 採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。
- ※ 助成が決定した事業については、研究・活動の進捗を確認することがあります。

#### (6) 応募方法

##### ① 申請書作成・提出

ア 当支部ホームページ (<http://www.kousaikai-tottori.jp/>) を開き、「日教弘鳥取支部教育図書贈呈事業 申請書」(様式1)をダウンロードしてください。

イ 申請書に必要事項を記入してください。

ウ 公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部事務局まで、E-mailまたは郵送にて提出してください。

##### ② 締切

締切は令和8年6月22日(月) (申請書類必着)

#### 〈個人情報の取り扱いについて〉

- ・ 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象の学校名、助成内容、助成金額や贈呈式等の模様を、ホームページ、広報誌等で公表します。

#### 3. 助成金額

1件あたり税込5万円以内とします。

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- (1) 教職員用の図書を購入する費用
- (2) 娯楽性の高いマンガ・雑誌等を購入する費用

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類(申請後や助成後に提出する成果報告書等)に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。

#### 4. 選考

##### (1) 選考方法

- ① 鳥取支部教育振興事業選考委員会の選考後、鳥取支部幹事会の議を経て支部長が対象校を決定します。
- ② 採否結果を文書で各申請学校に連絡します。

(2) 選考基準

- ① 事業の公益性・社会性 申請事業が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ② 事業の適正性 申請事業が、助成の趣旨と合致しているか。  
事業予算の設定が過大なものではないか。
- ③ 事業の必要性 課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ④ 事業の実現性 申請事業の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

5. 助成方法と助成対象学校の義務等

- (1) 助成対象校は、希望する書店を通じて、助成対象となる教育図書を購入してください。また、その際、必ず購入書店から請求書（原本）と納品書（コピー可）、書店の支払口座報告書を取り、令和8年8月31日（月）までに、鳥取支部宛に郵送にて送付してください。
- (2) 提出された請求書・納品書を確認後、支部より助成金を納品業者指定の口座に振込みます。合わせて、目録と購入された図書の贈呈式を各学校にて行います。
- (3) 成果報告書は令和9年1月29日（金）までに鳥取支部まで郵送にて送付してください。
- (4) 提出された報告書・資料等は、当支部が公表できるものとします。

6. その他注意事項

- (1) 申請書、物品支払報告書及び報告書の記載内容については、代表者（学校長等）に承認をもらった後にチェックマーク記載欄にチェック☑を記入します。
- (2) 提出された書類等は返却しません。
- (3) 書類管理の都合上、当支部への持参はお断りします。
- (4) 万一、故意の虚偽記載、重複申請の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受けつけられません。
- (5) 本年度、当支部教育研究助成金事業を受けた、受ける学校は応募できません。
- (6) 助成決定者が論文等により助成事業の成果を発表する場合には、論文等に助成金の交付を受けて行った事業の成果であることを必ず記載してください。

また、研究機関のホームページや広報誌において事業の成果を発表する場合も、その成果が公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部からの助成を受けて行った事業の成果であることを表示してください。

#### 7. 問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部

(住 所) 〒680-0833 鳥取市末広温泉町608

(担当者) 専任幹事兼事務局長 杉本

T E L : 0 8 5 7 - 2 6 - 5 3 3 4

E - M A I L : [t-kyoko.t.y@topaz.ocn.ne.jp](mailto:t-kyoko.t.y@topaz.ocn.ne.jp)

U R L : <http://www.kousaikai-tottori.jp/>